

藤沢市地域子供の家条例施行規則の一部改正について
藤沢市地域子供の家条例施行規則の一部を次のように改正する。

2 0 0 5 年（平成 1 7 年）1 月 1 4 日提出

藤沢市教育委員会
教育長 中 村 喬

- 1 改正する規則
別紙のとおり
- 2 施行期日
平成 1 7 年 4 月 1 日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市地域子供の家条例の一部改正に伴い、子供の家の管理の業務を指定管理者に行わせる必要による。

藤沢市地域子供の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 數野 隆人

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市地域子供の家条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市地域子供の家条例施行規則（平成2年藤沢市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の規定に基づき，条例」を削る。

第2条第2項中「教育長は，必要があると認めるときは，前項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず，指定管理者（条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は，必要があると認めたときは，あらかじめ教育委員会の承認を得て」に改める。

第3条第2項中「教育長は，必要があると認めるときは，前項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず，指定管理者は，必要があると認めたときは，あらかじめ教育委員会の承認を得て」に改める。

附 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

藤沢市地域子供の家条例施行規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p style="text-align: center;">藤沢市地域子供の家条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 2 年 10 月 1 日 教委規則第 5 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市地域子供の家条例(平成 2 年藤沢市条例第 16 号。以下「条例」という。)の<u>施行</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第 2 条 地域子供の家の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 毎月第 3 日曜日</p> <p>(2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者(条例第 5 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第 3 条 地域子供の家の開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 2 月から 10 月まで 午前 10 時から午後 5 時まで</p> <p>(2) 1 月及び 11 月 午前 10 時から午後 4 時 30 分まで</p> <p>(3) 12 月 午前 10 時から午後 4 時まで</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用時間を変更することができる。</u></p> <p>(守るべき事項)</p> <p>第 4 条 地域子供の家を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 危険を伴うような行為をしないこと。</p>	<p style="text-align: center;">藤沢市地域子供の家条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 2 年 10 月 1 日 教委規則第 5 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市地域子供の家条例(平成 2 年藤沢市条例第 16 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、<u>条例の施行</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第 2 条 地域子供の家の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 毎月第 3 日曜日</p> <p>(2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで</p> <p>2 <u>教育長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第 3 条 地域子供の家の開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 2 月から 10 月まで 午前 10 時から午後 5 時まで</p> <p>(2) 1 月及び 11 月 午前 10 時から午後 4 時 30 分まで</p> <p>(3) 12 月 午前 10 時から午後 4 時まで</p> <p>2 <u>教育長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用時間を変更することができる。</u></p> <p>(守るべき事項)</p> <p>第 4 条 地域子供の家を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 危険を伴うような行為をしないこと。</p>	

藤沢市地域子供の家条例施行規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>(2) 騒音, 怒音等を発し, 又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</p> <p>(3) 係員の指示に従うこと。 (委任)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか, 必要な事項は教育長が定める。</p> <p>附 則 この規則は, 公布の日から施行する。</p>	<p>(2) 騒音, 怒音等を発し, 又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</p> <p>(3) 係員の指示に従うこと。 (委任)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか, 必要な事項は教育長が定める。</p> <p>附 則 この規則は, 公布の日から施行する。</p>	
<p>附 則(平成 年教委規則第 号)</p>		
<p><u>この規則は, 平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>		